



出されて、採決の結果、「通行税については、現在の旅行目的その他諸般の状況にかんがみ、政府において近い将来にこれが存廃について検討すべきである。」このことについて大臣は、ごく近い時期にこれは検討いたします、こういう回答をしておるわけですが、その点について。

○国務大臣(福田赳夫) 今日この通行税は、昔の通行税と違いまして、一等あるいは特等というクラスにのみ課税をされておるものでありまして、今日のような税体系のもとにおいてはやむを得ざるのものはあるまいかというふうに考えております。しかし、これに対するいふ御批判等もありますが、そういうことを考慮に置きまして、税制はいずれまた再検討し改正を行なう時期があるうと思ひます。そういう時期には通行税もあわせて再検討したい、こういうふうにして申し上げたのですが、その考えは今日も変わりはございません。

○柴谷要君 私は一問だけ。すでに運輸委員会が討論に入つたそうですから、国鉄運賃値上げが決定してこの問題が通りませんと、たいへんなことになりましますから、簡単にやります。

日本国有鉄道の資料によりますと、諸外国における通行税というのは、西ドイツがかつておるだけで、ほかはかかつておらぬ。非課税なんです。それで、大体西ドイツの鉄道状況というのは、国家的に非常に鉄道に対して助成ということを行なつておる。日本とはまるつきり違ふ。これは鉄道諮問委員会で検討してみたのであります。が、まさしく国有鉄道らしい運営を西独はしておるわけですから、日本の国鉄はそうではなくて、企業努力にまかせたばなしというのが実態で、権能は政府にある、こういうような実態なんです。将来こういう悪税を大蔵大臣の時代に非課税にする、こういう御決意があるかどうか、これが一つ。

それから、もう一つは、国鉄の通行税とはちよつと関係がないですけれども、固定資産税をかけている、あるいは地方自治体に負担金をかけておる。こういうべらぼうな国有鉄道なんという

のがあるかどうか。公共企業体なんというあいまいなものがあるかどうか。こういうことを考えますと、もう少し政府は現状の国鉄に対して理解を深めて、もっとよい国鉄にするように努力してもらいたいということを要望すると同時に、前段の問題についてお答えをいただいて、私の質問を終わります。

○国務大臣(福田赳夫) 通行税につきましては、わが国におきましては非常に議論がある。その廃止論につきましても、私もその理由につきましましては了解ができるのです。しかし、存続論につきましても、日本の通行税が特殊の階層のみに負担していただくという点におきまして、私は御理解が届くのかどうか、こういうふうと思ひます。が、諸外国のこういう傾向等も参酌し、ただいま戸田委員にお答え申し上げましたように、税制の改正をいたすという際には検討をいたしてみたい、結論を得たい、さように考えております。

○委員長(徳永正利君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと稱する者あり】

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○成瀬精治君 私は、社会党を代表いたします。本法律案に反対をいたします。

第一は、今回の改正によりまして、二等寝台の上中下が、六百円、七百元、八百円であつたのを、二百円ずつ上げて八百円、九百元、千円になる。千円になって税金がかかるのだから、たいへんですから、減税をします、善政ですよと言つてゐるが、問題は、その前の二百円上げたところに問題があるということを申し上げたいのが第一でございます。

二つ目に申し上げたい点は、福田さんは、地方、中央通じて三千六百億の減税をした、あるいはしばしば有史以来の大減税をしたということを御宣伝になっております。初年度二千五百八億減税をされるわけです。そのうちに二億のこの通行

税の減税も入つておるわけですが、しかし、あなたのほうのお出しになった昭和四十一年度に公共料金を値上げすることによって、それだけこれはね返りでもたつた物価が上がつて、国民負担の増にだけなるかは別として、米の引上げ、あるいは国鉄、私鉄、郵便、健保、国民年金、あるいは国民保険、そういうものを、いわゆる公共料金と称するものを引き上げられる額がどれだけあるかと申しますと、三千四百六十億あるわけでございます。そこで、有史以来の減税をおやりになつたわけですが、国民の負担の側から見ますと、差し引きすれば千四百億も国民は増になるわけでございます。先ほどもちよつと述べましたけれども、こういう公共料金を引き上げられるということによつて、物価にはね返ることは当然でございます。そういうことから考えれば、たいへんな実は国民負担になつて、生活の安定と申しますか、そういうようなものを守る側から見れば非常に問題があるという点が、二つ目に申し上げておきたい点でございます。

三つ目に申し上げたい点は、消費税としての通行税の問題でございます。本委員会におきまして、しばしば各国もやつておるではないかというやうな御意見もございました。しかし、そういう税を取つておるところは、やはり国がそういう企業に対して責任を負つて、相当な援助をしておるというところは事実でございます。そういうことをやらずに、そういうことは別として、税金を取ることだけに目を向けて、取つて、いいのだというやうな議論はわれわれも承することもできません。米英伊等は非課税にしております。

私もが反対する根本的な理由は、通行税というものは廃止すべきであるという立場に立つて、本法律案に反対をいたします。

以上であります。

○藤田正明君 私は、自由民主党を代表いたします。本案は、日本国有鉄道の運賃及び料金の改定に伴い、鉄道等の二等の寝台料金等の課税最低限を

引き上げようとするものであります。通行税の体系論はさておき、現実にはこの措置がない限り国鉄の二等寝台利用客に不利になることは明らかであり、反対すべき何らの理由も考えられないのであります。かかる意味におきまして、賛成せざるを得ないものであります。

簡単であります。討論をいたします。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、通行税法の一部を改正する法律案に反対します。

そもそも通行税は、昭和十五年四月、戦費調達の一環として創設された戦時立法による悪税であります。かかる性格を持つ通行税が、今日なお存在していること自体が問題であり、ましてや、国鉄収入に占める通行税の比率はわずか〇・三%であるなら、なおさら直ちに廃止すべきものであります。

しかるに、政府は、本税の廃止を頑強に否定してありますが、政府の意図は、公債発行による財政規模の幾何級数的膨張、将来にわたる重税の人民押しつけをはかるために、この通行税を残し、将来拡大して使用しようとするものにはかなりません。また、再び侵略戦争があるならば、直ちに通行税をいつでも使えるようにしておこうという意図があると思はざるを得ません。もしないというならば、すでに存在価値の少ないかかる悪法は直ちに廃止すべきであります。

また、政府は二等寝台券の非課税の限度を四百円引き上げることが人民大衆のためになるかのやうに言つておりますが、国鉄料金自体を大幅に上げておいて、何で人民大衆の利益になるでしようか。政府のやり方は全くのごまかしであります。しかも、通行税全体では国鉄料金値上げで九億円の増収になるものであり、政府の言ひ分は全くのべてんだと言わなければなりません。

わが党は所得税を中心とする高度累進課税こそ人民大衆の利益に最も適合した税体系だと考えておりすべての間接税に逆進性の性格のため廃止を主張してあります。かかる意味において、本法案に反対するとともに、通行税の廃止を強く要求し

ておる。このことについて大臣は、ごく近い時期にこれは検討いたします、こういう回答をしておるわけですが、その点について。

て、私の討論を終わります。

○委員長(徳永正利君) 他に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。通行税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(徳永正利君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これにて散会いたします。

午後九時六分散会

昭和四十一年三月七日印刷

昭和四十一年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局